

希望者は登録を!

## 住民票などの第三者交付時 本人へ通知します

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録有効期間は3年間で、期間の延長を希望される人は、登録期間満了日の1か月前から更新手続きができます。自動更新はされませんので、ご注意ください。

- ▶登録できる人/市内に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む）
- ▶通知を行う時/委任状による代理人請求や特定事務受任者（弁護士や司法書士など）の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時（裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く）
- ▶申請方法/運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- ▶問合せ/同課証明・庶務グループ（☎47-8759）へ

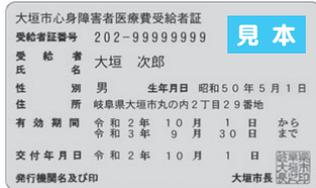
## 心身障害者医療費助成制度 受給者証の更新

市は、心身障害者医療費助成制度の対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、9月初旬に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入・押印のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください。

窓口での申請は混雑が予想されますので、返信用封筒をご利用ください。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関で提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は、細断し、ご自身で破棄してください。

\*問合せ/国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ



| 対象者  |
|--|
| 身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1～B1）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）のいずれかをお持ちの人<br>※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり |

## 市土地開発公社 保有地の売却

大垣市土地開発公社は、次の保有地を先着順で売却します。

概要は、同公社で配布の「保有地売却のしおり」（同公社HPからダウンロード可）をご覧ください。

詳しくは、同公社（☎47-8649）へ。



### <売却する土地> 申込は、随時受け付け

| 番号    | 所在地番            | 地目 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 価格(円)      |
|-------|-----------------|----|---------------------|------------|
| 83    | 外洲2丁目31番2       | 田  | 2,995.02            | 74,570,000 |
| 95    | 大島町2丁目150番2     | 田  | 1,508.93            | 34,100,000 |
| 120   | 新開町95番2         | 田  | 991.75              | 25,580,000 |
| 151-2 | 墨俣町二ツ木字張田子314番3 | 田  | 270.23              | 7,700,000  |

## 起業・創業ハンドブック

大垣地域経済戦略推進協議会は、大垣地域でビジネスを開始しようとする人のために、必要となる手順を簡単にまとめた「令和2年度起業・創業ハンドブック」を作成しました。

希望する人には、大垣ビジネスサポートセンター（ガキビズ）で無料配布しているほか、同協議会HPからダウンロードできます。

詳しくは、大垣ビジネスサポートセンター（☎78-3988）へ。



### 最低賃金の改正 時間額は852円

岐阜労働局は、年齢や雇用形態に関係なく、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、時間額852円に改正しました。10月1日から発効となります。

詳しくは、同局労働基準部賃金室（☎058-245-8104）へ。



### ごみの屋外焼却は 禁止されています

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。



## 申請しましたか？ マイナンバーカード

市では、マイナンバーカードの申請を受け付けています。

同カードを作成すると、コンビニでの住民票などの取得やマイナポイントの予約ができるほか、本人確認書類として利用できるなど、大変便利です。

申請方法についてなど、詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。

|      |   |
|------|---|
| 申請者  | 原則本人のみ（15歳未満は法定代理人が申請）  |
| 必要書類 | ①通知カード ②住民基本台帳カード（持っている人のみ） ③顔写真（縦4.5cm×横3.5cm） ④次の本人確認書類（AまたはB）<br>※顔写真の撮影サービスを市役所1階窓口サービス課で行っています<br>A 官公庁発行で顔写真付きの書類（原本）の場合…1点<br>運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など<br>B 顔写真なしの書類（原本）の場合…2点<br>健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、預金通帳、学生証 など |

## 交付・申請の夜間窓口開設

市は、平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、夜間窓口を開設します。

- とき/9月15日(火)・17日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ところ/窓口サービス課
- 内容/マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイントの設定支援
- 問合せ/同課住民登録グループ（☎47-8764）へ

